那須塩原市生乳生産本州一推進チャレンジ事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成１７年那須塩原市規則第５１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、生乳生産本州一推進チャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（交付の目的）

第２条　この補助金は、生乳生産本州一を生かしたまちづくりを推進するための活動に要する費用の一部を補助することにより、市が策定したミルクタウン戦略の実現を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第３条　この補助金の対象とする者は、生乳生産本州一を生かしたまちづくり活動を実施する市民団体、特定非営利活動法人、企業等（以下「補助対象者」という。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としないものとする。

⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者

⑵　前号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が認める者

　（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する生乳生産本州一を生かしたまちづくり活動で次の各号のいずれかに該当するものとする。

　⑴　牛乳等の消費拡大に資するＰＲ事業

　⑵　独自の乳製品の研究開発の推進に資する事業

　⑶　宗教活動又は政治活動を目的とする事業

　⑷　生乳等の新たな販路開拓に資する事業

　⑸　その他生乳生産本州一を生かしたまちづくりに資すると認められる事業

２　補助対象事業は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完了する事業でなければならない。

３　市長は、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金を交付しないものとする。

　⑴　構成員の親睦又は趣味的な活動を目的とする事業

　⑵　特定の個人又は法人その他団体の利益を目的とする事業

　⑶　市の他の補助制度の対象となる事業

　（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が補助対象事業を実施するために直接必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

　⑴　市民活動団体の運営に係る経費

　⑵　人件費

　⑶　食糧費

　⑷　その他補助することが適当でないと認められる経費

　（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、１０万円を上限とし、予算の範囲内で市長が定める。

２　補助金の交付は、各年度において１市民活動団体につき１回を限度とする。

　（書類の保管期間）

第６条　規則第２０条第２項の証拠書類を保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から５年とする。

　（財産処分の制限）

第７条　規則第２１条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の耐用年数によるものとする。

２　補助対象事業により取得した財産の処分に関し承認を受けようとする者は、規則第２１条の規定により、那須塩原市生乳生産本州一推進チャレンジ事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による提出があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、那須塩原市生乳生産本州一推進チャレンジ事業補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（様式第２号）により通知するものとする。

４　市長は、前項の承認をしようとするときは交付した補助金のうち財産の処分をするときから第１項の期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとし、当該処分により利益が生じたときは交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させるものとする。ただし、当該処分が天災その他やむを得ない事由によるときは、この限りでない。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和５年　８月３１日から施行する。

　（補助金の見直し）

２　市長は、この補助金について、令和５年　８月３１日から３年を経過するまでに、その運用状況、効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

那須塩原市長　　　様

申請者　住　　所

　　　　氏　　名

　電話番号

生乳生産本州一推進チャレンジ事業補助金に係る財産処分承認申請書

　　　年　　月　　日付け　第　　号により交付決定を受けた那須塩原市生乳生産本州一推進チャレンジ事業補助金について、次のとおり補助財産を処分したいので、那須塩原市補助金交付規則第２１条本文の承認について、那須塩原市生乳生産本州一推進チャレンジ事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 財産の名称等 |  |
| 補助金交付額 | 円 |
| 処分の内容 |  |
| 処分の理由 |  |

様式第２号（第７条関係）

第　　　号

年　　月　　日

住所

氏名

那須塩原市長　　　　　　　　㊞

生乳生産本州一推進チャレンジ事業補助金に係る財産処分

（承認・不承認）通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった財産処分の承認については、次のとおり決定したので、那須塩原市生乳生産本州一推進チャレンジ事業補助金交付要綱第７条第３項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査結果 |  |
| 補助金返還額 | 円 |
| 不承認とした場合の理由 |  |